

・輸入フグについて

〔 昭和 59 年 3 月 3 日
環食第 48 号・環乳第 6 号 〕

各検疫所長宛 厚生省環境衛生局
食品衛生・乳肉衛生課長連名通知

〔改正経過〕

第 1 次改正 平成 5 年 2 月 3 日衛乳第 24 号

フグの衛生確保については、昭和 58 年 12 月 2 日環乳第 59 号厚生省環境衛生局長通知等をもって通知したところであるが、フグの輸入監視に当たっては、別添「輸入フグ検査指針」によられるとともに、これが内容の関係者への周知徹底に特段の御配慮をお願いする。

なお、次に掲げる通知は廃止する。

- 1 輸入ふぐの検査について（昭和 45 年 3 月 2 日環食第 92 号の 2 厚生省食品衛生課長から各検疫所駐在官あて）
- 2 輸入ふぐの検査について（昭和 45 年 8 月 14 日環食第 348 号の 1 厚生省食品衛生課長から各検疫所駐在官あて）

別添 輸入フグ検査指針

1 基本的事項

- (1) 輸入を認めるフグは、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるクサフグ、コモンフグ、ヒガンフグ、ショウサイフグ、マフグ、メフグ、アカメフグ、トラフグ、カラス、シマフグ、ゴマフグ、カナフグ、シロサバフグ、クロサバフグ、ヨリトフグ、サンサイフグ、イシガキフグ、ハリセンボン、ヒトツラハリセンボン、ネズミフグ、ハコフグとすること。
- (2) 輸入するフグの形態は、種類の鑑別を容易にするため、処理を行わないもの又は単に内臓のみをすべて除去したものに限りすること。
- (3) 輸入するフグには輸出国の公的機関により作成され、かつ、当該フグの種類（学名）、漁獲海域及び衛生的に処理された旨の記載のある証明書が添付されているものであること。
- (4) 冷凍されたフグにあっては、急速凍結法により凍結され、低温（ -18°C 以下）で保管されたものであること。

この場合、種類の鑑別を容易にするため、凍結は個体ごとに行うこととし、これが困難な場合にあっては、同一フグの背面及び腹面が確認できるよう一層の状態での凍結することが望ましいこと。

2 監視要領

(1) 書類審査

食品等輸入届書に添付された衛生証明書により、漁獲海域、種類等の確認をすること。

(2) 現場検査

食品等輸入届書に記載された貨物ごとに、次により検査すること。

ア 提出書類の記載内容を現物について十分確認すること。

イ フグの鑑別は、任意にいくつかのカートン（検体）を選び行うこととし、鑑別を行うカートン（検体）数は、過去の輸入における異種フグの混入状況等を踏まえて、魚種別、輸出国別に決定すること。

なお、サバフグ類、サンサイフグ等衛生証明書と異なるフグが混入するおそれが多い輸入貨物については、あらかじめ輸入業者等関係者をして鑑別を行わせ異種フグを排除させた後検査を行うのが望ましいこと。

この場合、サバフグ類については、昭和 57 年 10 月 22 日環乳第 68 号「ドクサバフグについて」、サンサイフグについては昭和 58 年 12 月 2 日環乳第 60 号「サンサイフグ

の取扱いについて」を参考にドクサバフグ又はコモンドマシを確実に排除させること。

ウ 輸出国において内臓が除去されたフグについては、内臓が適切に除去されていることを確認すること。

エ 前記以外にも食品衛生上必要な事項について検査すること。

(3) 措置

書類審査及び現場検査の結果、衛生証明書の添付されていないもの及び記載内容に不備があるもの並びに基本的事項の(1)又は(2)のいずれかに該当しないフグが混入している輸入貨物（衛生証明書の記載と異なるフグが混入しているものを含む。）については、積戻しその他所要の措置を講ずること。

3 その他

(1) 基本的事項の(1)以外のフグに係る輸入の届出があった場合は、必要に応じあらかじめ乳肉衛生課あて協議すること。

(2) 学名については、昭和58年12月2日環乳第59号「フグの衛生確保について」の別表3「フグの名称」を参考とされたいこと。

なお、カラスの学名は、中国では *Fugu pseudommus* が用いられているので、注意すること。

(3) 東シナ海は東海ということもあること。